



University of NIIGATA PREFECTURE

留学生ハンドブック 2015

新潟県立大学

国際交流センター

〒950-8680 新潟県新潟市東区海老ヶ瀬 471 番地

Tel: +81 (0) 25-368-8373

Fax: +81 (0) 25-364-3610

E-mail: unp@uni.i.ac.jp

URL: <http://www.uni.i.ac.jp>

目次

1. 2015年度の授業カレンダー	1
2. 日本到着から新潟まで	2
(1) 新潟空港を利用する場合	2
(2) 成田空港から鉄道を利用する場合	2
(3) 羽田空港を利用する場合	3
3. 法律上の手続き	4
(1) 入国した空港での手続き	4
(2) 新潟市の区役所での手続き	4
(3) 入国管理局での手続き	8
4. 学生生活	12
5. 学内施設	15
6. 留学生のための各種案内・相談窓口	17
7. 住居	20
8. 健康・安全	21
9. 日常生活	24
10. 帰国に際して	29

2. 日本到着から新潟まで

日本へのフライトが決まったら、遅くとも 1 週間前までに、新潟県立大学国際交流課にメールなどで連絡してください。

(1) 新潟空港を利用する場合

- 新潟空港は新潟県立大学に最も近く、約 3km の距離にあります。国際線の数はいくつか少ないですが便利なので、航空券を購入する時には新潟空港の利用も検討してください。
- また、成田、名古屋、大阪、福岡などから国内線で結ばれています。新潟空港は国際線ターミナルと国内線ターミナルが一つの建物内にあります。
- 新潟市の中心部に行く場合は、到着ロビーから外に出て、新潟駅行きのバスに乗り込んでください。約 30 分ごとに出ています。
- 新潟空港に迎えの人が来る場合は、到着ロビーで待っていてください。

(2) 成田空港から鉄道を利用する場合

成田空港から新潟まで、約 400km の距離があります。成田空港から新潟まで行く最も簡単な方法は、以下のとおりです。

- 入国審査を終え、荷物を受け取って、到着ロビーに出たら、「鉄道乗車券 JR 線 Train tickets - JR Line」のカウンターで、新潟駅までの列車の切符を買ってください。切符は、①成田空港～新潟の乗車券、②成田エクスプレス（成田空港→東京）の特急券、③上越新幹線（東京→新潟）の特急券、の 3 枚になります。
- 列車の切符を買ったら、すぐに新潟県立大学国際交流課にメール (gyomu@uni.i.ac.jp) または電話で (025-368-8373)、新潟駅の到着時刻を知らせてください。

空港内の公衆電話は、10 円か 100 円のコインで利用できます。テレホンカードを購入すればコインを用意する必要はありません。

- 列車の切符は、成田空港駅から新潟駅まで、なくさないように注意してください。新潟駅に到着して改札口から出る時に必要です。切符を紛失すると、もういちど全額を負担しなくてはなりません。
- 成田エクスプレスの座席はすべて指定席で、切符に列車番号と発車時刻、車両番号、座席番号が記載されています。列車は約 30 分ごとに出ています。
- 東京駅で下車して、上越新幹線に乗り換えます。到着したホームからエスカレーターで 1 階まで上がり、上越新幹線の案内板を探してください。
改札口の近くの電光掲示板には、列車番号、発車時刻、プラットホームの番号が、日本語と英語で表示されています。
- 上越新幹線には「とき」「Max とき」「たにがわ」の 3 種類があります。それぞれ、指定

席と自由席があります。指定席の切符には、列車番号と発車時刻、車両番号、座席番号が記載されています。

- 自由席を利用する場合は、「たにがわ」は新潟まで行かないので必ず「とき」か「Maxとき」の自由席車両に乗って、その列車が新潟行きであることを必ず確認してください（新潟駅は終点です）。乗車すると日本語と英語で行先および停車駅の放送があり、電光掲示板でもこれらの情報が表示されます。
- 新潟駅に近づいたら、降りる準備をしてください。停車駅が近づくと案内放送があります。日本の列車は時間通りに運行され、遅れることはほとんどありません。
- 新潟駅に迎えの人が来る場合は、列車から降りた場所で待っててください。

（3）羽田空港を利用する場合

- 入国審査を終え、荷物を受け取って、到着ロビーに出たら、カウンターでモノレールの浜松町駅（終点）までの切符を購入してください。
- モノレールに乗車後、約 20 分で浜松町駅に着きます。浜松町駅に着いたら新潟までの列車の切符を購入し、JR山手線または京浜東北線の電車に乗り換えて、東京駅まで行ってください。東京駅から新潟駅までは上の（2）と同じです。

3. 法律上の手続き

(1) 入国した空港での手続き

日本へ新たに入国し、3ヶ月を超えて滞在する予定の外国人居住者には、「在留カード」が発行されます。在留資格が「短期滞在」の場合は「在留カード」は発行されません。

成田、羽田、中部、関西空港に到着する場合は、原則として入国審査時に、上陸許可に伴って「在留カード」が交付されます。

その他の空港より入国する場合、居住地区の役所に日本の居住先の届出（住民登録）をしたあとで、登録された住所に「在留カード」が郵送されます。

在留カードとは？

- 氏名や生年月日、国籍・地域、日本での住所、在留資格、在留期間などが記載された身分証明書です。
- 常時携帯する義務があります。
- 有効期限は在留期間の満了日までです。在留期間更新が許可されると、新しい「在留カード」が交付されます。
- 「在留カード」に関する以下の行為は法律で禁じられており、違反した場合は罰金、懲役、在留資格の取り消し、国外強制退去などの処分の対象となる可能性があります。
 - ・ カードの受領・携帯・提示義務違反。
 - ・ カードの偽物を作ったり変更を加えたりすること。
 - ・ 他人との間でカードを貸し借りすること。

(2) 新潟市の区役所での手続き

「在留カード」と「国民健康保険証」は、銀行で預金口座を開設する時など多くの場合に身分証明書として必要です。住所が決まったら、すぐに発行の手続きをしてください。

住民登録（居住地の届出）

日本に3ヶ月を超えて在住する外国人は、居住地を定めてから14日以内に、居住する地区の区役所で居住地を登録しなければなりません。

登録に必要な書類は次のとおりです。

- ① 旅券（パスポート）

- ② 在留カード（新しく日本に入国した人で空港で在留カードが交付された場合）
- ③ 届出書

住民票記載事項証明書

以前の「外国人登録原票記載事項証明書」に代わって発行される証明書です。記載される事項は、氏名、生年月日、性別、在留資格、在留カード番号、在留期間満了日、日本での住所、国籍・地域などです。

この証明書が必要な場合は、居住地区の区役所で申請します。外国人居住者に特有の情報、国籍、在留資格に関する事項を記載する必要がある場合は、交付申請をする時に申し出る必要がありますので、注意してください。有料（1枚 200～350円）で、申請した日か、申請して数日から数週間で発行されます。

住所が変わったとき

住所が変わった場合は、14日以内に上の①～③の書類を区役所に持参し、以下の手続きをしなければなりません。

- ・新潟市内で引越しをする場合

新しい居住地の区役所に「転居届」を提出し、新しい住所を登録する。

- ・他市から新潟市に転入する場合

- ①もとの居住地の市役所・区役所で「転出届」を提出し、「転出証明書」をもらう。
- ②「転出証明書」を新しい居住地の区役所に持参し、「転入届」を提出する。

国際交流課事務室にも必ず住所の変更を報告してください。

国民年金

日本国内に住所のある20歳以上60歳未満のすべての人は、国籍に関係なく、国民年金に加入することが必要です。

国民年金の加入手続きは、居住地区の区役所で行います。手続後、「年金手帳」と「保険料納付書」が郵便で自宅に届きます。「年金手帳」は年金に関する各種手続きで必要になるので、必ず保管してください。毎月の年金保険料は15,250円です（2014年度）。保険料は郵便局、銀行、コンビニなどで支払ってください。

保険料の支払いが困難な場合は、申請により保険料の支払いが猶予されたり免除される制度があります。正規生（学位取得を目的とする留学生）は「学生納付特例制度」を、非正規生（交換留学生や研究生など、学位取得を目的としない留学生）は一般の免除制度を、居住地区の区役所で申請してください。この免除申請は毎年行う必要があります。詳しくは、日本年金機構のホームページ（www.nenkin.go.jp/n/www/index.html）で確認してください。

国民健康保険

新潟市に住む 75 歳未満の外国人は、次の①②に該当する場合を除き、国民健康保険に加入しなければなりません。

- ① 在留期間が 3 ヶ月以下の人
- ② 在留資格が「短期滞在」や医療を受ける活動またはその人の日常の世話をする活動を指定されている「特定活動」の人

これらに該当する人は、日本に来る前に海外旅行保険などに加入しておくことをお勧めします。

ただし、国民健康保険は、死亡、事故、紛失、火災、損害賠償などは補償の対象ではありません。このため、不測の事態に備え、23 ページの「各種の保険について」を参考に、その他の保険にも併せて加入することを強くお勧めします。

利用方法

国民健康保険に加入すると「国民健康保険被保険者証」（保険証）が発行されます。病院に行く場合は、必ず「保険証」を持って行き、提示してください。そうすると保険が適用され、医療費総額の 30%を負担するだけですみます。（ただし、正常な妊娠・出産、美容整形、健康診断、予防注射、歯の矯正など、一部の治療には適用されません。）

「保険証」は日本全国で有効なので、旅行するときにも必ず携行してください。

保険料の支払い

保険料の納付書が 1 年に 2 回、届け出た住所に郵送されます。納付期限までに銀行や郵便局、区役所などで支払ってください。

1 年間の保険料を 10 回に分けて、6 月から翌年 3 月まで毎月支払います。留学生には割引制度があるため、1 年間で約 18,000 円になります。ただし、アルバイトなどの所得が多いと保険料が高くなります。また、保険料を滞納すると延滞金が加算されるので注意しましょう。

保険証を持たずに病院に行ったとき

「保険証」を持たないで病院に行った時には、診療費の全額を支払わなければなりません。その場合は、後日、病院で発行された領収書、明細書、預金通帳と「保険証」を区役所に持参して手続きをすれば、審査の後で、診療費の 70%が払い戻されます。

次年度の保険料の確定

毎年 3 月ごろに、「保険証」に記載されている住所に、次の年度の国民健康保険料を判定

するための「所得申告書」が送られます。それに必要事項を記入して、期日までに区役所に返送してください。

この手続を忘れると、次の年度の保険料に留学生割引が適用されなくなり、保険料が高くなります。もしも期日までに手続きをし忘れた場合は、保険証を持って区役所に行って、必要な修正を行ってください。

住所が変わったとき

住所が変わった場合は、14日以内に以下の手続きをしなければなりません。

- ・新潟市内で引越をする場合

新しい居住地の区役所に古い「保険証」を提出して新しい「保険証」を受取る。

- ・他市から新潟市に転入する場合

もとの居住地の市役所・区役所で保険料を精算し、新潟市の区役所で新たに加入する。

新潟市の市役所・区役所では「国民健康保険の手引」（日本語、英語、フランス語、中国語、韓国語、ロシア語）を配布しているので、参考にしてください。

(3) 入国管理局での手続き

入国管理局で必要な以下の手続きについては、申請や届出が遅れたり、届出をしなかったり、うその届出などをした場合、罰金、懲役、在留資格の取り消し、国外強制退去などの処罰の対象となる可能性があります。自分の在留資格の管理や各種届出の重要性を理解し、各種手続きを漏れのないよう行ってください。

東京入国管理局 新潟出張所

住所：〒 950-3121 新潟県新潟市北区松浜町 3710

(新潟空港内にあります)

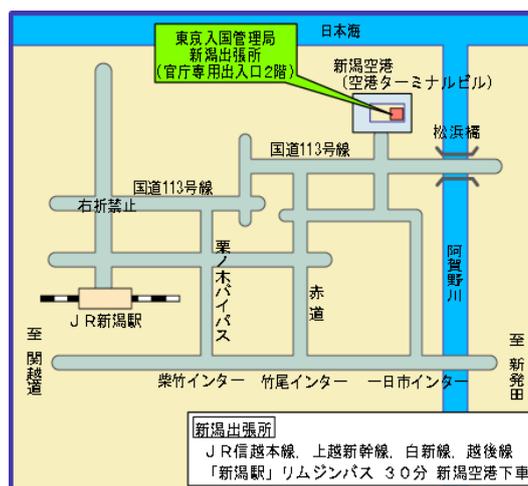
Tel : 025-275-4771 Fax: 025-275-4848

受付時間：月～金曜日（祝日を除く）

9:00-12:00、13:00-16:00

各種申請書はこのウェブサイトでも入手できます。

www.immi-moj.go.jp/index.html



在留資格

新潟県立大学の留学生の在留資格は、原則として「留学」となります。「留学」での在留期間は次の通りです。6月、1年、1年3月、2年、2年3月、3年、3年3月、4年、4年3月

在留資格の変更

奨学金の申込みの際などに、通常「留学」の在留資格が必要です。「留学」以外の資格を持っており、特別の事情のある場合は、国際交流課に相談してください。

必要書類（この他の追加書類を求められる場合があります）

① 旅券（パスポート）

② 在留カード

③ 国民健康保険証

④ 入学許可書の写し

⑤ 在留資格変更許可申請書

ア) 申請書“所属機関等作成用 1、2” … 国際交流課が記入

イ) 申請書“申請人等作成用 1、2、3” … 申請者本人が記入

⑥ 4cm × 3cm の顔写真 1 枚（3ヶ月以内に撮影したもの）

⑦ 手数料 4,000 円

在留期間の更新

手続きは、在留期間の満了する日の 3 ヶ月前から行うことができます。必ず在留期間の満了する前に、入国管理局で更新申請を行ってください。また、国際交流課にも、必ず在留期間更新の報告を行ってください。

必要書類（在留資格が「留学」の場合）

- ① 旅券（パスポート）
- ② 在留カード
- ③ 国民健康保険証
- ④ 在学証明書（教務学生課交付）
- ⑤ 成績証明書（教務学生課交付）
- ⑥ 在留期間更新許可申請書
 - ア) 申請書“所属機関等作成用 1、2” … 国際交流課が記入
 - イ) 申請書“申請人等作成用 1、2、3” … 申請者本人が記入
- ⑦ 4cm × 3cm の顔写真 1 枚（3 ヶ月以内に撮影したもの）
- ⑧ 手数料 4,000 円

住所以外の変更の届出、在留カードの記載事項の変更

在留カードの記載事項（氏名、生年月日、性別、国籍・地域など）に変更が生じた場合や、盗難などでカードを紛失した場合は、14 日以内に入国管理局へ届出てください（ただし、住所変更の届出は居住地の区役所で行います）。また、国際交流課にも必ず変更の報告をしてください。

在留カードの記載事項の変更（住所変更を除く）は、原則として、申請した日に新しい在留カードが交付されます。

必要書類（この他の追加書類を求められる場合があります）

- ① 旅券（パスポート）
- ② 在留カード
- ③ 4cm × 3cm の顔写真 1 枚（3 ヶ月以内に撮影したもの）
- ④ 届出書

所属する学校の変更

有効な「留学」の在留資格を有したまま、他の大学や日本語学校から新潟県立大学に入学する場合は、変更の生じた日より 14 日以内に入国管理局へ届出てください。

なお、この届出では新しい在留カードが交付されません。

一時出国と再入国

一時的に帰国して再度日本に戻ってくる場合や、他の国への旅行などで日本を出国する時は、短期間であっても出国する前に必ず以下の「再入国」の手続きが必要です。

学内での手続

- ① 指導教員の許可を得る
- ② 国際交流課に連絡する
- ③ 日本政府（文部科学省）奨学金留学生および学習奨励費受給生は「海外渡航届」に記入する

入国管理局での手続

2012年7月から新しい制度が始まり、出国の際に有効な旅券（パスポート）と在留カードを所持する人が1年以内に日本での活動を継続するために再入国する場合は、原則として入国管理局で再入国許可を受ける必要がなくなりました（みなし再入国許可）。

ただし、「みなし再入国許可」により出国した場合、その有効期間を海外で延長することはできません。出国後1年以内に日本に再入国しないと在留資格が失われるので、注意してください。

1年を超えて日本を出国する場合は、入国管理局で日本出国前に「再入国許可」を受けから出国する必要があります。なお、申請には旅券（パスポート）、在留カード、手数料（1回：3,000円、数次：6,000円）が必要です。再入国許可の有効期限は在留期限と同じです。

原則として、海外の日本大使館・領事館などで在留期間の更新申請をすることはできません。出国した日から1年未満に在留期間が満了する場合は、在留期間の満了する前に再入国する必要があります。

出入国港での手続

一時出国および再入国をする時には、在留カードを所持していなければなりません。「みなし再入国許可」により出国する場合は、空港で配付される「再入国・出国記録」（再入国用EDカード）の「みなし再入国許可による出国を希望する」欄にチェックを入れ、記入した「再入国用EDカード」、在留カード（または外国人登録証明書）、パスポートと搭乗券を、空港の入国審査官に提示する必要があります。

これを忘れると、一般の出国者として扱われるので、海外の日本大使館・領事館などでもう一度ビザ申請からやり直さなければならず、大変な時間と労力がかかります。こうした事態が生じないように、くれぐれも注意してください。

資格外活動（アルバイト）の許可

「留学」の在留資格では就労が認められていないため、留学生がアルバイトをする場合には、アルバイトを始める前に、「資格外活動許可証」を取得し、パスポートへの貼付と在留カードへの記載がなされます。

「留学」の在留資格を持つ留学生は一律に、1週間に28時間以内のアルバイトができません(長期休暇中は1週間に56時間の範囲内であれば1日8時間以内のアルバイトが可能)。ただし、活動内容が公序良俗に反しないものに限られるので、風俗営業やそれに関連する仕事はできません。

なお、大学を休学中は、入院など日本での正当な滞在理由がない限り、いったん帰国することが必要なので、休学中に日本でアルバイトをすることはできません。

「資格外活動許可」の申請は入国管理局で行い、許可証は即日発行されます(後日の発行になる場合もあります)。許可証の有効期限は申請者の在留期限と同じです。

家族の査証(ビザ)の取得手続

留学生が来日した後で、家族が来日して同居する場合、その家族は「家族滞在」という在留資格の査証(ビザ)の発給を受ける必要があります。

手続きは、留学生本人が家族の申請代理人として入国管理局へ行き、家族の「在留資格認定証明書」の交付申請を行います。申請者数や状況によって異なりますが、交付まで1ヶ月から数ヶ月かかります。

交付された「在留資格認定証明書」を本国の家族に送り、家族がその証明書とその他の必要書類を日本大使館・領事館に持参して、在留資格「家族滞在」のための査証申請を行います。査証取得に必要な書類は国によって異なるので、本国の日本大使館・領事館に問い合せてください。「在留資格認定証明書」の有効期限は3ヶ月です。

「在留資格認定証明書」のための必要書類

- ① 家族(申請人)の写真1枚(4cm×3cm、正面、無帽、無背景、申請前6ヶ月以内に撮影したもの)
- ② 家族(申請人)の旅券(パスポート)のコピー:写真、旅券番号、有効期限の記載されたページ
- ③ 留学生(扶養者)と、家族(申請人)との身分関係を証する資料
例)結婚(婚姻)証明書、出生証明書、戸籍謄本、公証書(中国)のいずれか、
またはそれに準ずる文書(外国語で作成された証明書には日本語訳の添付が必要)
- ④ 留学生(扶養者)の在留カードまたはパスポートのコピー
- ⑤ 留学生(扶養者)の在学証明書
- ⑥ 留学生(扶養者)の扶養能力を証する資料(留学生が家族の日本滞在期間中生活費を支弁することを証明するもので、下記のいずれか一つ)
 - a. 留学生(扶養者)名義の預金残高証明書または送金事実を証明する文書
 - b. 留学生(扶養者)の奨学金受給証明書(給付金額と給付期間を明示したもの)
- ⑦ 在留資格認定証明書交付申請書
- ⑧ 392円分の切手と宛先を記入した返信用封筒(郵送による送付を希望する場合)

4. 学生生活

学生証

学生証は、新潟県立大学の学生であることを証明する身分証明書で、図書館の利用カードと兼用になっています。常に携帯し、学内外で提示を求められたとき（試験時、学割使用時）は見せなければなりません。盗難、紛失などには十分注意してください。

万一、紛失・破損した場合は「学生証再交付願」を教務学生課に提出してください。再発行にかかる費用が必要です。紛失した学生証を後で見つけた場合は、教務学生課に返却してください。

また、学生証の提示により学生割引が受けられることがありますが、非正規生（研究生や交換留学生など）はJRなどの交通機関は割引の対象外となっています。

授業時間

時限	授業時間
1	8:50 ~ 10:20
2	10:35 ~ 12:05
3	13:00 ~ 14:30
4	14:45 ~ 16:15
5	16:30 ~ 18:00

試験および成績評価

授業科目の成績は、平素の学習状況、試験、レポートなどによる総合的な学習の評価で行います。A（秀）、B（優）、C（良）、D（可）は合格、Fは不合格です。学期ごとに計算される Grade Point Average (GPA) によって、履修科目全体の評価がわかります。

授業の欠席

授業を欠席する（した）場合は「欠席届」を授業の担当教員に提出してください。

なお、「欠席届」には「忌引* ○○○死亡のため」「○○実習のため」「就職活動のため」などの欠席理由を明記し、それを証明する書類などがあれば添付してください。

欠席の期間が1週間以上にわたる場合は「長期欠席届」を教務学生課へ提出してください。欠席理由が病気の場合は、医師の診断書が必要です。

*忌引による欠席は次の範囲内であれば欠席の扱いにはなりません。

死亡した人	忌引の日数
配偶者	10日
父母	7日
子	5日
祖父母・兄弟姉妹	3日
伯父叔母	1日

休学・復学・退学

休学・復学・退学を希望する場合は、まず指導教員に相談してから、教務学生課で手続きを問い合せてください。

休学願

病気や事故などで3ヶ月以上の休学を希望する場合は、速やかに「休学願」を提出してください。病気による休学の場合は、医師の診断書を添付してください。休学期間の満了後も引き続き休学する必要がある場合は、許可された期間が終わる前に「休学延長願」を提出してください。

学期の初めから最後まで休学する場合は、その学期の授業料全額が免除されます。学期の途中から休学する場合は、いったんその学期の授業料全額を払わなければなりません。教授会などの決定後に、休学する月の授業料が返金されます。

復学届

休学を終えて復学する前に「復学届」を提出してください。病気による休学から復学しようとする場合は、医療機関の診断を受けて、その診断書も提出してください。

退学願

事情があって退学する場合は「退学願」を提出しなければなりません。「退学願」を提出せず、退学が正式に許可されないのに通学をやめてしまった場合は、在学しているものとみなされ、授業料の支払い義務が継続します。

休学・復学の際の注意事項

出入国管理及び難民認定法（入管法）の規定により、「留学」の在留資格を持つ留学生が休学などの理由で継続して3ヶ月以上勉学や研究活動を行わない場合、日本での正当な滞在理由（入院など）がない限り、すみやかに出国するか、または日本に滞在する場合は在留資格を変更しなければなりません。

経済的な理由による休学は、正当な理由として入国管理局には認められません。

入管法に違反して日本に滞在し続けると、在留資格取消しの対象となります。また、休

学期中に日本でアルバイトをすることはできません。

休学のため本国に一時帰国し、復学の手続きが完了して再び来日しようとする場合、在留期間内であれば再入国することができます。ただし、一時帰国のため日本を出国する前に、必ず在留期限や再入国許可について確認してください（9ページの「一時出国と再入国」を参照）。休学期間中に在留期間が満了してしまった場合には、日本大使館・領事館で再び「留学」の査証（ビザ）を取得する必要があります。

退学などにより学籍を失ったとき

留学生在が退学などにより学籍を失った場合は、その日から14日以内に入国管理局へ届け出て、たとえ在留期間が残っていたとしても、すみやかに日本を出国するか、または引き続き日本に滞在する場合は在留資格を変更しなければなりません。入管法に違反して日本に滞在し続けると、在留資格取消しの対象となります。

大学からの連絡

大学から学生に、大学が付与したメールアドレス（***@st.unii.ac.jp）に緊急連絡のメールを送ることがあるので、こまめにメールチェックをしてください。携帯電話などに転送の設定をしておくことをお勧めします。

また、次の場合は、すぐに大学事務局（025-270-1302）に連絡してください。

- ・ 犯罪に関係した場合
- ・ 重大な事件や交通事故（人身事故）に関係した場合
- ・ その他、緊急を要することが発生した場合

平日の昼間はもちろん、夜間や休日でも対応できます（ただし、夜間と休日は警備会社に電話が転送されます。すぐに応答がなくとも10秒以上待ってください。）

学生への通常の連絡は、掲示板とmanaba folioを通じて行われます。修学（授業や教務関係）、厚生（奨学金や課外活動など）といった学生生活上の大切なことが伝達されますので、少なくとも1日1回、掲示板とmanaba folioを確認して、見落としのないように注意してください。これらを見ないで学生に不利益が生じて、大学は責任を負いません。

定期健康診断

新潟県立大学では、毎年4月に学生の定期健康診断を実施します。日程の詳細は掲示板でお知らせします。本学学生（研究生・交換留学生などの非正規性は除く）は、この期間内に必ず受診しなければなりません。

5. 学内施設

図書館

1号館A棟3階にあります。

図書館のホームページ (<http://www.unii.ac.jp/library/index.html>) では、利用案内やお知らせのほか、Webを活用したさまざまなサービスを提供しています。

<利用できる時間> 月～金曜日 8:30～19:50
休業期間中の平日 8:30～17:00

<閉館日> 土曜・日曜・祝日、年末年始（12月29日～1月3日）

* その他、臨時に休館することがあります。

コンピュータ演習室・CALL教室

1号館A棟1階、2階、B棟1階にあります。

学生用コンピュータが設置されており、授業が行われている時間を除いて、自由に利用できます。

利用の際には、利用者ID（ユーザー名）とパスワードが必要です。IDとパスワードは自分の責任で管理してください。

<利用できる時間> 月～金曜日 7:30～19:50

<閉室日> 土曜・日曜・祝日、年末年始（12月29日～1月3日）

* その他、臨時に閉室することがあります。

SALC (Self-Access Learning Center)

1号館B棟1階にあります。

学生が自主的に外国語（英語・ロシア語・中国語・韓国語）を学ぶことができます。「メンター」（学習相談員）が外国語学習の全般をサポートし、「SA (Student Assistant)」がSALCの活動をサポートしています。

体育施設

第1体育館、第2体育館、テニスコートがあります。授業が行われている時間を除いて、自由に利用できます。

<利用できる時間> 月～金曜日 8:30～19:50
休業期間中の平日 8:30～17:00

<利用できない日> 土曜・日曜・祝日、年末年始（12月29日～1月3日）

* その他、大学が特に必要と認めた日

新潟県立大学生生活共同組合（生協、CO-OP）

「ぱれっと」の1階にあります。

生協の組合員になると、本・文房具・CDなどを市価より安く購入できます。組合員になるには、出資金（15,000円）を払います。この出資金は、卒業または留学期間終了時に返金されます。

<書籍・購買の営業時間> 月～金曜日 8:30～17:00

休業期間中の平日 11:00～14:00

*お盆（8月13日前後）、年末年始（12月29日～1月3日）

および特に必要な日は休業します

<食堂の営業時間> 月～金曜日 11:30～13:30

*休業期間中は閉店します

6. 留学生のための各種案内・相談窓口

私費留学生のための奨学金

留学生対象の奨学金は、原則として在留資格が「留学」の人だけが応募、受給できます。また、奨学金を受給している途中で「留学」以外の在留資格へ変更した場合は、奨学金の受給資格を失い、受給を辞退する必要があります。資格を失ったまま受給し続けた場合は、原則として奨学金を返還しなければなりません。

奨学金には、大学を通じて応募するものと、奨学団体へ直接応募するものがあります。いずれの奨学金も応募時に条件があるので、募集要項をよく読んでください。どの奨学金も、採用数に対して応募者数が多いため、競争率は高いです。

新潟県立大学に届く奨学金の募集通知の情報は、通常、manaba folioを通じて学生に通知します。応募希望者は、通知を見落とさないよう注意してください。

個人で応募する奨学金を含む、留学生のための各種の奨学金の情報は、下のウェブサイトなどを確認してください。

- ◆ 日本学生支援機構 (JASSO) <http://www.jasso.go.jp/ryugaku/index.html>
- ◆ 国際交流基金 <http://www.jpfi.go.jp>
- ◆ 助成財団センター <http://www.jfc.or.jp>
- ◆ 日本国際教育支援協会 <http://www.jees.or.jp/> (日本語のみ)

日本政府 (文部科学省) 奨学金留学生のための諸手続き

文部科学省奨学金の受給者は、在留資格が「留学」でなければなりません。また、奨学金を受給している途中で「留学」以外の在留資格へ変更した場合は、奨学金の受給資格を失い、受給を辞退する必要があります。資格を失ったまま奨学金を受給し続けた場合は、原則として奨学金を返還しなければなりません。

毎月の奨学金受給手続

奨学金は、毎月「在籍確認簿」に署名をしなければ受給できません。「在籍簿」への署名が確認された人にも、奨学金が支給されます。月の始めから終わりまで日本にいない場合や休学、長期欠席をする場合には、原則として奨学金は支給されません。

「在籍確認簿」への署名は必ず受給者本人がしなければなりません。代理人による署名や印鑑の使用は認められません。不正が発覚した場合は奨学金を返還しなければなりません。

奨学金の延長手続き

延長申請が必要な人には、国際交流課から通常10月上旬ころに、申請手続きをお知らせします。質問や不明な点があれば、国際交流課に問い合わせてください。

帰国旅費の申請

帰国予定日の2ヶ月以上前に、国際交流課に「帰国旅費支給申請書」などの書類を提出してください。その申請手続により、文部科学省の指定する旅行代理店から国際交流課を通して、本人に航空券を交付します。

航空券には出発日が指定されていて、払い戻し（キャンセル）により現金化することはできません。

詳細は、国際交流課に問い合わせてください。

日本語の学習

新潟県立大学では、留学生および日本語が不得手な帰国生などを対象に、「日本語」などの授業を開講しています。「日本語」などの授業内容や受講手続については、学部・大学院の指導教員と相談してください。

また、学外で日本語を勉強するには、①民間の日本語学校、②一部の市・区などで開いている日本語教室、③ボランティア団体による日本語教室、などがあります。

新潟市国際交流協会が、日本語の授業など、さまざまな留学生に対する援助や情報を提供しているので、インターネットで検索してください。

◆ 新潟市国際交流協会 <http://www.nief.or.jp/>

留学生のための相談窓口

新潟県立大学には、教員がきめ細かく学生を指導し相談に応じる「アドバイザー制度」があります。学生一人ひとりにアドバイザー教員が割り当てられています。

国際交流課も留学生のための相談窓口です。学習・生活上の問題、対人関係のトラブル、奨学金などの手続きなど、なんでも困っていることを相談できます。

また、学生のための「メンタルヘルス相談室」もあります。毎週2日、専門のカウンセラーが相談室に待機し、学生の悩みや迷いについて相談にのってくれます。相談は予約制で、①保健室へ申し込む、②メールで申し込む (hoken@unii.ac.jp)、③事務局の外にある専用ポストに投函する、の3つの予約方法があります。

日本での就職

新潟県立大学には「キャリア支援センター」が1号館B棟1階にあり、就職支援のための情報提供や相談などを行なっています。留学生向けの就職情報も紹介しています。

<利用時間> 月～金曜日（祝日を除く） 8:30～17:15

国際人材フェアにいがた

新潟県内での就職を希望する留学生と、留学生の採用を考える新潟県内企業の交流の場として、(財)環日本海経済研究所 (ERINA) が主催するイベントです。毎年5～6月に新潟市内で開かれます。 <http://www.erina.or.jp/jp/Koryu/events.htm>

外国人留学生のための就職ガイダンス&ジョブフェア

毎年6月ころ、日本での就職を望む留学生支援を目的とした、「就職ガイダンス&ジョブフェア」が開かれます。留学生を日本国内で採用する予定の企業が、説明のためのブースを設けます。

学外の就職相談機関

◆ 外国人雇用サービスセンター

(東京) <http://tokyo-foreigner.jsite.mhlw.go.jp/>

(大阪) <http://osaka-foreigner.jsite.mhlw.go.jp/>

◆ 日本学生支援機構 (JASSO)

<http://www.g-studyin-japan.jasso.go.jp/>

◆ 厚生労働省職業安定局外国人雇用対策課L

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/gaikokujin.html>

卒業後の就労に関する在留資格

留学生が卒業後も引き続き日本に在住する場合は、すみやかに在留資格を変更してください。在留資格以外の活動を行った場合は、入管法により処罰の対象となります。

「留学」から別の在留資格に変更する場合の手続きは、原則として本人が入国管理局に出向いて行います。変更の際に必要な書類には、自分で用意するものと、大学または就職先から入手するものがあります。詳しい情報は入国管理局に問い合わせてください。

卒業後に日本で就職する場合

「留学」の在留資格を「人文知識・国際業務」「技術」などの就労可能な在留資格に変更することが必要です。変更する在留資格によって必要書類は異なります。

卒業後に日本で就職活動を行う場合

「特定活動」に在留資格を変更する必要があります。この在留資格で6ヶ月間、または更新手続きにより最長1年間、日本に滞在して就職活動を行うことができます。ただし非正規生は対象となりません。

7. 住居

新潟県立大学には学生寮がありません。交換留学生を対象とした宿舎はありますが、それ以外の留学生は自分でアパートを探す必要があります。新潟県立大学生生活協同組合（生協）や民間の不動産業者で、住みたいアパートを探してください。相談や見学は無料です。ただし、契約が決まれば仲介手数料を払わなければなりません。

アパートを借りる際には通常、家賃のほかに、礼金（権利金）・敷金（保証金）として家賃の2～3ヶ月分程度のお金と、連帯保証人が必要です。

家賃

立地条件、部屋の広さ・設備によって異なります。新潟県立大学の付近のアパートの家賃は、だいたい次の通りです。部屋に家具がついていないので、自分で用意する必要があります。

台所・トイレなどが共同のもの 月額 ￥25,000 ～ 30,000

台所・トイレなどが専用のもの 月額 ￥40,000 ～

礼金

日本の慣例で、家賃とは別に、部屋を借りる際に礼金（権利金）を家主に払います。このお金は返金されません。

敷金

入居中に発生する問題や、退去時の部屋の破損や家賃未払いなどの保証のため、入居時に家主に支払います。退去するとき、部屋の清掃代や修理代などを差し引いた金額が返金されるかどうかは、契約によります。

共益費・管理費

廊下の照明、建物の管理や清掃代などの費用のことで、住人全員で負担します。

その他必要な費用

火災保険などの支払いが必要なことがあります。詳しくは、不動産業者や家主に問い合わせてください。なお、留学生住宅総合補償制度により、大学が連帯保証人となります。

8. 健康・安全

緊急電話（24時間、無料）

警察（盗難・犯罪） 110

消防（火事・救急） 119

病気・怪我

もしも病気になったり怪我をしたら、「保険証」を持って医療機関へ行き、診療を受けましょう。

日本では一般的に、病気になったらまず地域の診療所や医院（開業医）へ行きます。診療所や医院で診療を受け、さらに詳しい検査や手術などの治療が必要と診断された場合には、大きな病院を紹介してもらい、「紹介状」を持って指定された病院へ行くこととなります。

「紹介状」を持たずに大きな病院に行った場合、診療は受けられますが、医療費に加えて特定療養費制度に基づく特別料金が必要です（新潟市では2,000～3,000円前後）。

日本の医療機関のほとんどは、診療が平日（月曜日から金曜日まで）と土曜日の午前中に限られています。日曜や祝日、年末年始、夜間などの病院が閉まっている時間帯に急な病気やけがをした場合、新潟市では次の場所で診察が受けられます。

新潟市急患診療センター tel：025-246-1199

<http://www.city.niigata.lg.jp/iryo/iryo/kyukyu/>

医療機関の多くは予約が不要ですが、大きな病院や歯科医院は予約を必要とする場合がほとんどです。

高額医療費の支給

国民健康保険加入者が入院や手術などで、同じ月内に同一の医療機関に高額な医療費を支払った場合、支払い限度額を超えた分について、区役所で国民健康保険からの払い戻しを申請することができます。病院でもらった領収書をなくさないように保管しておいて、区役所で対象月の翌月に手続きをしてください。

詳細は、区役所にある「国民健康保険の手引」を参照してください（日本語・中国語・英語・韓国語・ロシア語・フランス語のものがあります）。

また、居住地区の区役所で発行される「限度額適用認定証」を医療機関に提示すれば、最初から自己負担限度額分だけを支払うこともできます。「限度額適用認定証」の申請には、次の2点が必要です。

- ① 国民健康保険証（保険証）
- ② 印鑑（または署名）

保健所での健康診断（有料）

新潟県立大学の定期健康診断を受けなかった学生が、健康診断の証明書が必要になった場合には、保健所（保健センター）や病院で受診して証明書をもらうことができます。健康診断には国民健康保険が適用されませんが、一般に、病院より保健所のほうが安価です。ただし保健所ごとに健康診断の指定日があり、また証明書の発行に一週間ほどかかるので注意してください。居住区でない保健所でも申請・受診できます。詳細は保健所に問い合わせてください。

各種の保険について

交通事故などによる怪我の治療や、他人に怪我を負わせた場合、器物を破損した場合の損害賠償などには、国民健康保険が適用されません。そのような不測の事態に備え、以下のような保険に加入することを強くお勧めします。

自分の病気・けが

◆ 学生教育研究災害傷害保険（原則として全学生が加入）

大学内での授業や研究、課外活動、および通学中の不慮の事故などでの傷害に対する補償の制度です。申込先は教務学生課です。

◆ 学生総合共済・生命共済（任意）

学内外を問わず、不慮の災害、事故、病気・怪我による通院や入院などを、国民健康保険より広範囲に補償するものです。申込先は生協です。

他人や物に対する補償

◆ 学研災付帯賠償責任保険（原則として全学生が加入）

教育研究中に他人に怪我をさせた場合などの、法律上の損害賠償を補償する保険です。申込先は教務学生課です。

◆ 学生賠償責任保険（留学生の加入を推奨します）

日常生活で他人に怪我をさせた場合など広範囲に補償する保険で、申込先は生協です。

住宅に関する補償

◆ 学生総合共済・火災共済（任意）

借部屋での火災や水漏れによる被害などを補償するもので、申込先は生協です。

外出・就寝時の心得

外出する時や寝る前には、戸締り、電気、ガス、冬季の暖房の火の元（アイロン、台所のコンロ、暖房器具）などを点検しましょう。

盗難・紛失

- ・盗難にあったら、すぐに電話で110（警察）に通報してください。
- ・預金通帳、キャッシュカード、クレジットカードなどを紛失したり盗まれたりしたら、すぐに発行した金融機関に支払停止を申請し、警察にも届け出てください。
- ・警察では、遺失届・盗難届証明書を発行します。この証明書は、在留カードやパスポートをなくして再発行の手続をする際に必要です。

交通事故

- ・小さな事故でも、すぐに電話で110（警察）に連絡してください。
- ・負傷者がいる時は、119（消防署）に電話して救急車を呼んでください。
- ・外傷がなくても後遺症が出ることもあるので、必ず病院で診察を受けましょう。
- ・事故の相手の名前・住所・電話番号・年齢・運転免許証番号・自動車の車両番号・加入している保険会社・保険内容を確認してください。
- ・目撃者がいたら、その人の名前・住所・電話番号も聞いておきましょう。

地震・台風などの災害対策

- ・台風や大雨などで災害が発生する恐れがある場合、気象庁が防災情報を発表し、警戒を呼び掛けます（「注意報」「警報」「特別警報」などがあります）。これらの発表はテレビ、ラジオ、インターネットなどで確認できます。
- ・避難する時の通路には荷物を置かないようにしましょう。
- ・睡眠中に地震が起きた場合に備えて、頭に物が落ちてこないように家具を配置し、転倒防止のために固定しておきましょう。
- ・非常時のために食料、飲料水、携帯ラジオ、懐中電灯、乾電池、マッチ、救急医薬品などを準備しておきましょう。
- ・地区の避難場所への道を確認しておきましょう。新潟県立大学の付近の避難場所は、大形小学校です。

◆ 気象庁（日本語・英語） <http://www.jma.go.jp/jma/index.html>

◆ 新潟市の避難場所

<http://www.city.niigata.lg.jp/kurashi/bosai/hinanjo/hinanjo.html>

もし被災したら

- ・まず自分の身を守り、すぐに火を消しましょう。
- ・ラジオやテレビから正しい情報を入手しましょう。
- ・「徒歩で、荷物を最小限にして」避難しましょう。
- ・外出先から自宅に戻れない場合は、自分の国の大使館・領事館と新潟県立大学に連絡し、援助や家族からの問い合わせに備えてください。

◆ 日本にある外国の大使館など <http://www.mofa.go.jp/mofaj/link/embassy.html>

9. 日常生活

預金口座の開設

郵便局や銀行で預金口座を開設すると、預金、送金、公共料金の自動引き落とし、クレジットカードの代金支払いなどができます。

一般的な必要書類（銀行・郵便局により異なる）

- ① 旅券（パスポート）
- ② 在留カードまたは国民健康保険証
- ③ 印鑑（郵便局では不要、銀行によっては署名でよい）
- ④ 入金用の現金（いくらでもよい）

電気・ガス・水道

これらの公共サービスは、家主が管理していることがあるので、まず家主または不動産業者に確認してください。

公共サービスの使用料（公共料金）の支払いは、銀行・郵便局・コンビニエンスストアでできます。また、預金口座から自動払いにすることもできます。

電気

・日本の電圧は全国どこでも100Vですが、周波数は2種類あり、新潟を含む東日本は50Hzです。周波数に合った電化製品を使いましょう。

・アパートなどで初めて電気を使用する時は、東北電力の営業所に連絡して、使用開始の手続きをしてください。

・使用料金は1ヶ月に一回支払います。

◆ 東北電力 0120-175-266（フリーダイヤル）

<http://www.tohoku-epco.co.jp/>

ガス

・アパートなどで初めてガスを使用する時は、北陸ガスに連絡して、係員に来てもらいます。ガスの開栓をする時には本人が立ち会う必要があります。

・使用料金は1ヶ月に一回支払います。

◆ 北陸ガス ガスショップ大形店 025-273-3871

<https://www.hokurikugas.co.jp/internetreceipt/index.html>

水道

- ・日本の水道水はそのまま飲むことができます。
- ・アパートなどで初めて水道を使用する時は、新潟市水道局で使用の申込をします。
- ・使用料は2ヶ月に一回支払います。

◆ 新潟市水道局 0120-411-002（フリーダイヤル）

<http://www.city.niigata.lg.jp/kurashi/jyogesuido/suido/mado.html>

（日本語・中国語・英語・韓国語・ロシア語・フランス語）

ごみの出し方

ごみの収集日・時間は地区によって異なります。居住地の区役所、または家主や隣近所の人に確認してください。

ごみの分け方は、新潟市では「燃やすごみ（生ごみ、紙など）」と「燃やさないごみ（下記以外のもの）」を、それぞれ指定のごみ袋に入れて出します。指定のごみ袋は、スーパーやコンビニエンスストアで購入してください。

ほかに「プラマーク容器（リサイクルできるプラスチック容器）」「ペットボトル」「飲料用・化粧品びん」「飲料用缶」など、細かく分けて出す必要があります。

具体的には、つぎのWebsiteをよく見てください。

◆ 新潟市ごみと資源の分け方・出し方

<http://www.city.niigata.lg.jp/kurashi/gomi/gomishigen/niigata/>

また、家具などの「大型ごみ」は、新潟市粗大ごみ受付センター（電話：025-290-5353）に申し込んでください。「大型ごみ」の回収は有料です。

交通機関の学生割引（学割）

JRなどの交通機関の学生割引は、一般に正規生（学位取得を目的とする学部生と大学院生）が対象で、非正規生（学位取得を目的としない研究生、交換留学生など）には適用されません。

正規生がJRの路線を片道101km以上乗車する時には、「学生生徒旅客運賃割引証（学割証）」が使えます。その他の、船（フェリー）や長距離バスなどにも学割制度が使える場合があるので、それぞれの会社に問い合わせてください。なお、JRの学割が使えるのは普通乗車券だけで、特急券やグリーン券などは割引になりません。

定期券

正規生は、通学用にJRやバスの通学定期券を購入することができます。学生証と通学証明書（教務学生課で発行）を持って、それぞれの定期券販売所で購入してください。

非正規生は通学定期券を購入できないので、回数券かICカードを利用してください。

電話・インターネット

携帯電話

日本の携帯電話会社には、NTT (DoCoMo)、KDDI (AU)、ソフトバンクなどがあり、会社によってサービス内容が異なります。サービス内容をよく確認したうえで、販売店などで契約・購入してください。

購入の際に必要な書類は、会社によって異なりますが、通常は在留カード（または外国人登録証明書）、旅券（パスポート）、学生証、預金通帳、クレジットカードなどです。ただし、未成年の場合は、親権者等の書類による同意が必要となります。

インターネット

インターネットに接続する場合は、回線事業者とは別にプロバイダと呼ばれるインターネット接続業者のサービスに加入しなければなりません。プロバイダの中にはIP電話のサービスを提供しているところもあります。

固定電話

現在、日本で最も多く使われている固定電話の会社はNTTです。しかし、NTTの電話を新設するには施設設置負担金（40,000円程度）が必要なので、最近は固定電話を設置しない学生も多いようです。

公衆電話

10円硬貨、100円硬貨、またはテレホンカードを使ってかけられます。テレホンカードは生協やコンビニエンスストアで購入できます。「国際電話」の表示のある公衆電話からは国際電話をかけることができます。

国際電話

利用する会社によって、通話方法や料金、利用できる地域・国が違います。多くの留学生は、安価な国際電話専用プリペイドカードを使っているようです。

自転車について

近年、自転車運転中の事故が増えています。23ページの「各種の保険について」を参照して、万一の事態に備えてください。

乗り方のルール

自転車による交通違反には、法律で罰則が定められています。また、交通事故を起こすと損害賠償の責任を負うことになります。

- ・日本では、自転車は車道の左側を走ります。ただし「自転車歩道通行可」の標識がある場合は歩道を走ることができます。歩道を走る場合、車道寄りの部分を、速度を落として走行します。特に人通りの多い所では自転車から降り、自転車を押して通しましょう。
- ・「止まれ」の標識のある交差点では、自転車を降りて、左右を確認しましょう。

(自転車歩道通行可の標識)



(止まれの標識)



- ・交差点で自転車は、自動車と同じように右折してはいけません。「自転車横断帯」がある場合は、そこを通行しましょう。
- ・酒酔い運転や二人乗りは法律で禁止されていて、罰則が定められています。
- ・夜間は必ず自転車用のライトを点けましょう。
- ・自転車をとめる時は、盗難防止のため、わずかな時間でもしっかりした鍵をかけましょう。鍵を複数かけると盗まれる危険性が低くなります。
- ・傘をさして自転車に乗ってはいけません。
- ・運転中に携帯電話やスマートフォンを使ったり、イヤホン・ヘッドホンをして運転してはいけません。

防犯登録

自転車購入時に、その店で防犯登録をすることが義務づけられています。登録には、健康保険証などの名前と住所が確認できる身分証明書と500円が必要です。登録の有効期限は5年です。購入時に販売店からもらう登録カードの控えは必ず保管しておきます。他人から自転車を譲り受ける時は、前の所有者の防犯登録カードや自転車の保証書も一緒にもらい、自転車店で登録カードを自分名義に書き換えてもらいます。もし、盗難にあったら防犯登録カードの控えを持って近くの交番に届けます。

自転車を置く時の注意

自転車を歩道などに置くと、多くの人の迷惑になります。自転車は、駐輪場など決められた場所に置いてください。

家族や日常生活のための情報

留学中に一緒に暮らす家族の幸せは、留学生活に影響を与えます。家族の健康や子供の教育に関する相談、日本語教室や行事が、区役所などで行われています。区役所で配付されている「暮らしのガイド」（日本語・中国語・英語）などを参照してください。

また、留学中に子供が生まれた場合は必ず病院で出生証明書をもらい、区役所、自国の大使館、入国管理局に問い合わせて、それぞれ、住民登録と被保険者の追記、旅券（パスポート）取得、在留資格の取得などの手続きをしてください。国民健康保険加入者は、区役所に申請すると「出産育児一時金」が支給されます。国民健康保険以外の健康保険に加入している場合は、加入している保険に出産一時金を請求してください。その他、子供のいる家庭へのいろいろな助成制度があるので、区役所に問い合わせてください。

10. 帰国に際して

帰国する留学生に対する日本学生支援機構の各種制度

日本学生支援機構（JASSO）では、帰国留学生を対象に、メールマガジンの送付、「帰国外国人留学生短期研究制度」や「帰国外国人留学生研究指導事業」などの支援事業を実施しています。詳細については、国際交流課に問い合わせるか、JASSO のウェブサイトを参照ください。

- ◆ 日本学生支援機構（JASSO） <http://www.jasso.go.jp/exchange/follow.html>

住まいの退去手続き

帰国する少なくとも1ヶ月以上前に、家主もしくは不動産業者に退去予定日を通知してください。直前に申し出ると、次の月の家賃を請求されます。

部屋をきれいに掃除し、住み始めたときと同じ状態にしておかないと、敷金から修理代などが差し引かれます。部屋の状況が極端に悪ければ、さらに修理や清掃の費用が必要になることがあります。家具や寝具、自転車などの「大型ごみ」を処分したい場合は、下記の受付センターに申し込んでください。

なお、テレビ、エアコン、冷蔵庫、洗濯機、パソコンは法律により自治体で回収できないので、購入した電器店、電器回収協力店、または各メーカーに回収を依頼してください。いずれも回収手数料がかかります。

大型ゴミの回収申込先

- ◆ 新潟市粗大ごみ受付センター 電話：025-290-5353

<http://www.sodai.city.niigata.jp/>

公共料金の精算

電気・ガス・水道・電話などの公共料金は、退去の数日前に、料金請求書に書かれた営業所やサービスセンターに連絡し、指示に従って料金の精算や使用停止の手続きをしてください。

預金口座の解約

銀行・郵便局で解約の手続きをしてください。公共料金を銀行口座から自動的に支払っている場合は、必ず料金の精算（上記の手続き）が完了してから、銀行口座を解約してください。

必要書類

- ① 在留カードや旅券（パスポート）などの身分証明書
- ② 銀行口座を開設した際に使用した印鑑
- ③ 預金通帳

窓口の営業時間

銀行： 9:00 - 15:00（祝日を除く月～金）

郵便局： 9:00 - 16:00（祝日を除く月～金）

区役所での手続き

留学を終えて日本を出国する場合、出国日が決まったら、区役所で以下の手続きをすることが必要です。

必要書類

- ① 旅券（パスポート）
- ② 在留カード（又は外国人登録証明書）
- ③ 国民健康保険証
- ④ 国民年金手帳（国民年金加入者のみ）

転出届の提出

最初に「転出届」を住民登録担当窓口へ提出してください。

国民健康保険料の清算

保険料は、月払いで計算されているので、日本での留学を終えて帰国する場合、保険料の過不足を精算する必要があります。国民健康保険の窓口で保険料を精算してください。保険証の有効期限が出国日まで訂正されるので、出国日まで使えます。

国民年金の脱退（加入者のみ）

国民年金の窓口へ脱退を申し出てください。なお、年金保険料を6ヶ月以上納めていた場合などは、脱退一時金を請求すると、それまでに支払った年金保険料の一部が返金されます。詳細については、以下のウェブサイト、または区役所の国民年金の窓口へ問い合せてください。

- ◆ 日本年金機構 <http://www.nenkin.go.jp/n/www/index.html>

外務省によるアポステイーユ証明・公印確認

アポステイーユ証明や公印確認は、日本で発行された公文書を外国でも公的な文書として認めもらうための、日本の外務省による認証です。

必要な認証の種類や手続きは、提出先により大きく異なります。また、提出先によっては、駐日大使館・領事館の認証（領事認証）が必要な場合もあります。希望者は、提出先機関や駐日大使館・領事館で事前に確認してください。

なお、新潟県立大学の学位記や学位授与証明書、卒業証明書の交付は、卒業式や学位授与式が終わった後になり、さらにその後の認証の手続きにも時間がかかります。これらの認証を希望する人は、必ず事前に関係機関や自国の駐日大使館・領事館で、手続きについて確認してください。

◆ 外務省（日本語・英語）

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/todoke/shomei/index.html>

活動機関に関する届出

帰国前に必ず「活動機関に関する届出」に記入し、入国管理局に提出してください。書類の提出は電子届出システムを利用するか、入国管理局に持参するか、東京入国管理局に郵送してください。

【郵送先】

〒108-8255

東京都港区港南5-5-30

東京入国管理局 在留管理情報部門 届出受付担当

* 封筒の表面に朱書きで「届出書在中」と記載してください。

* 郵送の場合は、在留カードの写しを同封して下さい。

出国空港における在留カードの返納

留学期間を終えて日本を出国する留学生は、空港の出国検査場で審査官から在留カードの返納を求められるので、それに従って提出してください。